

令和3年第1回国東市議会定例会 提出議案

議案 第2号	令和2年度国東市一般会計補正予算(第11号)	P 1
議案 第3号	令和2年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	P 2
議案 第4号	令和2年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第3号 介護サービス事業勘定第1号)	P 3
議案 第5号	令和2年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	P 4
議案 第6号	令和2年度国東市水道事業特別会計補正予算(第4号)	P 5
議案 第7号	令和2年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	P 6
議案 第8号	令和2年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第2号)	P 7
議案 第9号	令和2年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第2号)	P 8
議案 第10号	令和3年度国東市一般会計予算	P 9
議案 第11号	令和3年度国東市立国東自動車学校特別会計予算	P 10
議案 第12号	令和3年度国東市国民健康保険事業特別会計予算	P 11
議案 第13号	令和3年度国東市介護保険事業特別会計予算	P 12
議案 第14号	令和3年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算	P 13
議案 第15号	令和3年度国東市農業集落排水事業特別会計予算	P 14
議案 第16号	令和3年度国東市水道事業特別会計予算	P 15
議案 第17号	令和3年度国東市下水道事業特別会計予算	P 16
議案 第18号	令和3年度国東市工業用水道事業特別会計予算	P 17
議案 第19号	令和3年度国東市民病院事業特別会計予算	P 18
議案 第20号	国東市新市建設計画の変更について	P 19

議案 第 21 号	国東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P 2 0
議案 第 22 号	国東市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	P 2 5
議案 第 23 号	国東市特別会計条例の一部改正について	P 2 6
議案 第 24 号	国東市国民健康保険税条例の一部改正について	P 2 7
議案 第 25 号	国東市国民健康保険条例の一部改正について	P 2 8
議案 第 26 号	国東市介護保険条例の一部改正について	P 2 9
議案 第 27 号	国東市営住宅条例の一部改正について	P 3 1
議案 第 28 号	国東市公共賃貸住宅条例及び国東市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	P 3 3
議案 第 29 号	国東市企業立地促進条例の一部改正について	P 3 5
議案 第 30 号	国東市地域審議会条例の一部改正について	P 3 7
議案 第 31 号	国東市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の廃止について	P 3 8
議案 第 32 号	指定管理者の指定について (対象施設：国東市体育施設の一部及び国東市国見B & G海洋センター)	P 3 9
議案 第 33 号	指定管理者の指定について (対象施設：国東市安岐農産物等直売施設)	P 4 0
議案 第 34 号	指定管理者の指定について (対象施設：国東市温泉宿泊施設)	P 4 1
議案 第 35 号	市道路線の認定について	P 4 2
議案 第 36 号	市道路線の変更について	P 4 3
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について	P 4 4

議案 3 5 件

諮問 1 件

計 3 6 件

議案第 2 号

令和 2 年度国東市一般会計補正予算(第 11 号)

令和 2 年度国東市一般会計補正予算(第 11 号)を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 3 号

令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 4 号

令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 3 号  
介護サービス事業勘定第 1 号)

令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 3 号 介護サー  
ビス事業勘定第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 5 号

令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 6 号

令和 2 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 4 号)

令和 2 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第7号

令和2年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第4号)

令和2年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり定める。

令和3年3月2日提出

国東市長 三河 明史

議案第 8 号

令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 9 号

令和 2 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 2 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 10 号

令和 3 年度国東市一般会計予算

令和 3 年度国東市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 11 号

令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算

令和 3 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 12 号

令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 13 号

令和 3 年度国東市介護保険事業特別会計予算

令和 3 年度国東市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 14 号

令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 3 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 15 号

令和 3 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算

令和 3 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 16 号

令和 3 年度国東市水道事業特別会計予算

令和 3 年度国東市水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 17 号

令和 3 年度国東市下水道事業特別会計予算

令和 3 年度国東市下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 18 号

令和 3 年度国東市工業用水道事業特別会計予算

令和 3 年度国東市工業用水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 19 号

令和 3 年度国東市民病院事業特別会計予算

令和 3 年度国東市民病院事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 20 号

国東市新市建設計画の変更について

国東市新市建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市新市建設計画について、別紙のとおり変更する。

提案理由 東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正に伴い、合併特例債の発行期間が合併年度の翌年度から 20 年間に延長されたことから、新市建設計画の計画期間 5 年間延長、事業見直し、財政計画などを変更する必要があるので提出する。

## 議案第 21 号

国東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

国東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員の育児休業等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 か月に達する日(以下「1 歳 6 か月到達日」という。)(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1 歳に達する日(以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の5とし、第2条の次に次の3条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が規則で定める休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつ

て、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第5号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第2号から第4号までを1号ず

つ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

こと。  
第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第9条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第10条第1項中「承認は、」の次に「国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年国東市条例第47号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する」を、「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「を承認されている」を「(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第17条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員等に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員等について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない

範囲内で(当該非常勤職員等が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該育児時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第11条に次の1項を加える。

- 2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定の例により計算した給与額を減額して給与を支給する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 会計年度任用職員の制度改正に伴い、育児休業等の適用条件を整備するため、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 22 号

国東市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

国東市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

国東市特別職報酬等審議会条例(平成 18 年国東市条例第 55 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 国東市特別職報酬等審議会の審議対象者に病院事業管理者を加えるにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 23 号

### 国東市特別会計条例の一部改正について

国東市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市特別会計条例の一部を改正する条例

国東市特別会計条例(平成 18 年国東市条例第 65 号)の一部を次のように改正する。  
第 1 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計の廃止の際、同会計に属する債権は、国東市一般会計に帰属するものとする。

提案理由 国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 24 号

### 国東市国民健康保険税条例の一部改正について

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例(平成18年国東市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 10.00」を「100 分の 8.00」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「24,200 円」を「16,200 円」に改め、同条第 2 号中「12,100 円」を「8,100 円」に改め、同条第 3 号中「18,150 円」を「12,150 円」に改める。

第 21 条第 1 号イ(ア)中「16,940 円」を「11,340 円」に改め、同号イ(イ)中「8,470 円」を「5,670 円」に改め、同号イ(ウ)中「12,705 円」を「8,505 円」に改め、同条第 2 号イ(ア)中「12,100 円」を「8,100 円」に改め、同号イ(イ)中「6,050 円」を「4,050 円」に改め、同号イ(ウ)中「9,075 円」を「6,075 円」に改め、同条第 3 号イ(ア)中「4,840 円」を「3,240 円」に改め、同号イ(イ)中「2,420 円」を「1,620 円」に改め、同号イ(ウ)中「3,630 円」を「2,430 円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 国民健康保険税医療分の所得割率及び平等割額を改定するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 25 号

国東市国民健康保険条例の一部改正について

国東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険条例(平成18年国東市条例第150号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 26 号

### 国東市介護保険条例の一部改正について

国東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市介護保険条例の一部を改正する条例

国東市介護保険条例(平成 18 年国東市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同項第 1 号中「第 39 条第 1 項第 1 号」を「第 38 条第 1 項第 1 号」に、「31,800 円」を「31,500 円」に改め、同項第 2 号中「第 39 条第 1 項第 2 号」を「第 38 条第 1 項第 2 号」に、「42,600 円」を「47,200 円」に改め、同項第 3 号中「第 39 条第 1 項第 3 号」を「第 38 条第 1 項第 3 号」に、「47,700 円」を「47,200 円」に改め、同項第 4 号中「第 39 条第 1 項第 4 号」を「第 38 条第 1 項第 4 号」に、「57,200 円」を「56,700 円」に改め、同項第 5 号中「第 39 条第 1 項第 5 号」を「第 38 条第 1 項第 5 号」に、「63,600 円」を「63,000 円」に改め、同項第 6 号中「第 39 条第 1 項第 6 号」を「第 38 条第 1 項第 6 号」に、「76,300 円」を「75,600 円」に改め、同項第 7 号中「第 39 条第 1 項第 7 号」を「第 38 条第 1 項第 7 号」に、「82,600 円」を「81,900 円」に改め、同項第 8 号中「第 39 条第 1 項第 8 号」を「第 38 条第 1 項第 8 号」に、「95,400 円」を「94,500 円」に改め、同項第 9 号中「第 39 条第 1 項第 9 号」を「第 38 条第 1 項第 9 号」に、「108,100 円」を「107,100 円」に改め、同項第 10 号を削り、同条第 2 項中「平成 30 年度から令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に改め、同項第 1 号中「第 39 条第 1 項第 6 号イ」を「第 38 条第 1 項第 6 号イ」に改め、同項第 2 号中「第 39 条第 1 項第 7 号イ」を「第 38 条第 1 項第 7 号イ」に、「200 万円」を「210 万円」に改め、同項第 3 号中「第 39 条第 1 項第 8 号イ」を「第 38 条第 1 項第 8 号イ」に、「300 万円」を「320 万円」に改め、同項第 4 号を削り、同条第 3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「19,000 円」を「18,900 円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「19,000 円」を「18,900 円」に、「31,800 円」を「31,500 円」に改め、同条第 5 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「19,000 円」を「18,900 円」に、「44,500 円」を「44,100 円」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項から第5項までの改正規定は、規則で定める日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の国東市介護保険条例第2条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由 第8期介護保険事業計画の策定による令和3年度から令和5年度までの保険料の改定により、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 27 号

国東市営住宅条例の一部改正について

国東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市営住宅条例の一部を改正する条例

国東市営住宅条例(平成 18 年国東市条例第 213 号)の一部を次のように改正する。  
第 9 条第 3 項中「第 1 項各号」の次に「のいずれか」を加え、「寡婦又は寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 11 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 次のいずれかの請書を提出すること。

ア 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書

イ 入居決定者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認めるもの(以下「保証業者」という。)と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した請書

第 11 条第 3 項中「連署」の次に「又は保証業者についての記載」を加える。

別表第 1 吉木団地の項中「3 戸」を「2 戸」に改め、鶴川第一団地の項を削り、景雄寺団地の項中「4 戸」を「3 戸」に、安国寺第二団地の項中「2 戸」を「1 戸」に、新宮団地の項中「20 戸」を「8 戸」に、糸原住宅の項中「4 戸」を「3 戸」に、計の項中「652 戸」を「635 戸」に改める。

別表第 2 に次のように加える。

原口住宅	〃	
------	---	--

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 市営住宅入居希望者の入居手続きの負担軽減、老朽化した空き家住宅の用途廃止及び駐車場使用料を徴収する住宅の追加にあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 28 号

国東市公共賃貸住宅条例及び国東市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

国東市公共賃貸住宅条例及び国東市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市公共賃貸住宅条例及び国東市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(国東市公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 1 条 国東市公共賃貸住宅条例(平成 18 年国東市条例第 214 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 次のいずれかの請書を提出すること。

ア 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書

イ 入居決定者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認めるもの(以下「保証業者」という。)と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した請書

第 10 条第 3 項中「連署」の次に「又は保証業者についての記載」を加える。

(国東市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 国東市特定公共賃貸住宅条例(平成 18 年国東市条例第 215 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 次のいずれかの請書を提出すること。

ア 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書

イ 入居決定者が、賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者であって市長が適当と認める

もの(以下「保証業者」という。)と、当該入居決定者の家賃の支払に係る債務を保証することを当該入居決定者が委託することを内容とする契約を締結した場合の当該契約に係る保証業者について記載した請書

第11条に次の1項を加える。

6 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署又は保証業者についての記載を必要としないこととすることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由 公共賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅入居希望者の入居手続きの負担を軽減するため、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 29 号

### 国東市企業立地促進条例の一部改正について

国東市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市企業立地促進条例の一部を改正する条例

国東市企業立地促進条例(平成 21 年国東市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「道路貨物運送業」の次に「、航空運輸業、倉庫業」を加え、「及びこれらに関連する職業」を「、職業」に改め、「教育支援施設」の次に「、学校教育」を、「開発研究機関等」の次に「その他市長が特に必要と認めるもの」を加え、同条第 6 号中「拡張」の次に「若しくは設備を増強」を加え、同条第 8 号中「従業者で、」の次に「第 5 条に規定する助成金の交付申請時まで」を、「有する」の次に、「者となる見込みがある」を加える。

第 3 条第 1 項第 2 号中「新設にあつては、設備投資事業の用に供する土地、建物及びこれに附帯する構造物、機械設備等の償却資産」を「立地に伴う地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条に規定する家屋及び償却資産(直接事業の用に供するものに限る。)」に、「3,000 万円」を「2,700 万円」に改め、「、増設等にあつては設備投資事業の用に供する建物及びこれに附帯する構造物、機械設備等の償却資産の取得価額が 1,000 万円以上であること」を削り、同項第 3 号中「5 人」を「3 人」に改める。

第 4 条に次のただし書きを加える。

ただし、第 1 号及び第 3 号に規定する助成措置は、第 2 号に規定する助成措置を行う場合に限る。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 事業所の立地に伴う土地(直接事業の用に供するものに限る。)の取得に要した経費の 100 分の 50 に相当する額並びに事業所の立地に伴う家屋及び償却資産(直接事業の用に供するものに限る。)の取得に要した経費の 100 分の 20 に相当する額(当該合計額に 1,000 円未満の端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額とし、新設の場合は 3,000 万円、増設等の場合は 1,000 万円を上限とする。)を助成する。

第 4 条第 2 号中「数」の次に、「(増設にあつては、従前の従業者数より増員となっ

た者の数を限度とする。)」を加え、同号ただし書を削る。

第6条中「指定立地企業の事業の用に供する土地、建物及びこれに附帯する構造物、機械設備等」を「、指定立地企業が事業所の立地に伴い取得した直接事業の用に供する土地、家屋及び償却資産」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正日前の指定立地企業の指定申請に基づく助成措置については、なお従前の例による。

提案理由 他市との誘致競争をより優位に進めるとともに、少子高齢化や省人化を目的とする設備投資の増加等の昨今の状況に対応するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 30 号

### 国東市地域審議会条例の一部改正について

国東市地域審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市地域審議会条例の一部を改正する条例

国東市地域審議会条例(平成 28 年国東市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正に伴い、合併特例債の発行期間が合併年度の翌年度から 20 年間に延長された。同法律に基づき新市建設計画の計画期間を 5 年間延長することにあわせ、諮問機関である地域審議会の設置期間を延長する必要があるもので提出する。

議案第 31 号

国東市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の廃止について

国東市国民健康保険高額療養費貸付基金を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

国東市国民健康保険高額療養費貸付基金条例(平成 18 年国東市条例第 93 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

提案理由 国民健康保険高額療養費現物給付化の制度が拡充され、基金設置による貸付を必要とする状況が解消されたため、本条例を廃止する必要があるの  
で提出する。

## 議案第 32 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市体育施設の一部（「国見野球場」「国見陸上競技場」「国見テニスコート」「国見パークゴルフ場」）及び国東市国見 B & G 海洋センター
- 2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国見町伊美 3884 番地  
特定非営利活動法人 国東半島くにみ粋群  
理事長 山 本 純 夫
- 3 指定管理者に指定する期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市体育施設の一部及び国東市国見 B & G 海洋センターの指定管理者として、「特定非営利活動法人 国東半島くにみ粋群」を指定したいので提出する。

## 議案第 33 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市安岐農産物等直売施設「ふるさと市場 R213」
  
- 2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市安岐町下原 2371 番地  
i オリーブ  
代表 木 付 弘 子
  
- 3 指定管理者に指定する期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市安岐農産物等直売施設「ふるさと市場 R213」の指定管理者として、「i オリーブ」を指定したいので提出する。

## 議案第 34 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市温泉宿泊施設
  
- 2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国東町小原 4005 番地  
株式会社K・Sロンド  
代表取締役 竹 内 孝 夫
  
- 3 指定管理者に指定する期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市温泉宿泊施設の指定管理者として、「株式会社K・Sロンド」を指定したいので提出する。

議案第 35 号

市道路線の認定について

市道の路線を下記のとおり認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

記

路線番号	路線種別 路線名	起 点	終 点	備 考
1 2 0 8	その他市道 小学校線	国東市国見町 中字馬場 8 9 0 番 4 地先	国東市国見町 中字馬場 8 9 0 番 4 地先	新規路線 L=170.80m

提案理由 県営の土地改良事業により改良済みの区間が市道認定基準を満たしていることから、市道認定するため提出する。

議案第 36 号

市道路線の変更について

市道の路線を下記のとおり変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 日提出

国東市長 三 河 明 史

記

路線 番号	旧新 別	路線種別 路線名	起点	終点	備 考
4132	旧	その他市道 沢掛南北下線	国東市安岐町塩屋 字カノ本 2 3 3 番 3 地先	国東市安岐町中園 字南川ノ上 1 1 3 1 番 1 地先	L=224.00m
	新		国東市安岐町塩屋 字カノ本 2 3 3 番 3 地先	国東市安岐町中園 字沢掛 1 0 5 0 番 1 地先	L=493.50m

提案理由 市道沢掛南北下線は、県営の土地改良事業により改良済みの区間を市道認定しており、この度、終点の位置を変更するため提出する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市安岐町

氏 名 小<sup>お</sup> 俣<sup>また</sup> 恵<sup>え</sup> 美<sup>み</sup> 子<sup>こ</sup>

生年月日

令和3年3月2日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和3年6月30日に前任者の任期が満了するため、次期委員候補者として小俣恵美子氏を推薦することについて、議会の意見を求める。